

8.山梨県中巨摩郡百田村役場文書目録（41L-1）

目 次

解 題

8・1. 百田村戸長(事務取扱所)・村事務所・村役所文書/—1884年(明治17) ……………p. 204

8・1・1. 租税 1

8・1・2. 土地 2—12

†一筆限反別地価取調帳(上八田)†地券一

筆限帳(百々)†地券名寄帳

8・2. 百田村外一箇村戸長役場文書/1884年(明治17)—1889年(明治22) ……………p. 205

8・2・1. 土地 13—18

†地券名寄帳

8・2・2. 建物 19

8・3. 百田村役場文書/1889年(明治22)— ……………p. 206

8・3・1. 土地 20

解 題

歴 史 本文書群の出所である百田村は、山梨県のほぼ中央部、甲府盆地西端にあって、釜無川の支流御勅使川の扇状地に位置する。この地域は、近世では西郡筋に属していた。明治維新後、1868年(明治元)に市川県、翌1869年に甲府県、1871(明治4)年に山梨県の管轄となり、大区制期には、巨摩郡第二十三区、次いで山梨県第十三区に属し、1878年(明治11)の巨摩郡の分画では中巨摩郡に属した。同村は、1875年(明治8)に百々村と上八田村とが合併して成立したもので、1875年(明治8)の「百田村事務所」、1878年(明治11)の「百田村役所」を経て、1884年(明治17)には在家塚村との聯合で百田村在家塚村戸長役場が組織され、在家塚村に戸長役場を置いた。史料の表示では「百在戸長役場」などとなっていることもあるが、本集の表記にあたっては「百田村外一箇村戸長役場」に統一した。戸長役場を共にした在家塚村などとの関係図を、本集の解題に掲げておいたので参照していただきたい(図4「自治体組織の変遷と文書の引継想定図」その1)。1889年(明治22)の市制町村制の施行にあたっては在家塚村との聯合を解消し、単独で施行して独立の村役場を設置した。

『山梨県市郡村誌』(1892年(明治25)刊)によると、百田村の面積は、東西約22町・南北約21町で、戸数が381戸、本籍人口が2551人、地租改正後(1875年(明治8))の地租は1287円23銭4厘、反別は田52町4反6畝2歩・畑171町4畝29歩・宅地30町8反3畝3歩・竹藪6町1反5畝25歩・林55町5反3畝8歩・芝地1反2畝19歩・合計316町1反5畝26歩である。

百田村は、1954年(昭和29)に巨摩町・西野村・今諏訪村と合併し白根町となり、その後、源村を合併して現在に至っている。

伝来と数量 1966年度に他の山梨県下町村役場文書、長野県・新潟県役場文書とともに、一括して古書店(東京都内)より購入したものである。これまで「山梨県中巨摩郡諸村役場書類」(41L)の一部であったが、『史料総覧』の編集に際して分割し、文書群記号を41L-1とした。

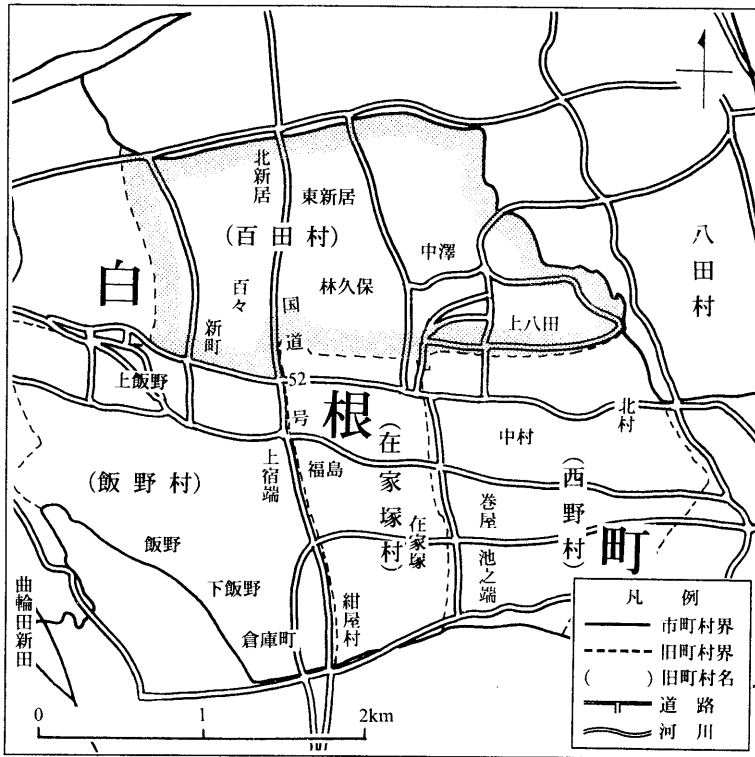
数量は20点、書架延長は0.7mである。

史料の概要 この文書群は、1875年(明治8)から1900年(明治33)までのものであるが、ほとんどは村役所期と在家塚村との聯合戸長役場期の史料である。同戸長役場文書は、市制町村制施行後、両村関係分に分割されそれぞれの村(在家塚村の場合は組合役場)に帰属したものであると思われる。したがって、利用に当たっては在家塚外二箇村組合役場文書(41L-2)への目配りは必要であろう。この文書群は、百田村外一箇村戸長役場から百田村役場に引継がれ、引続き同村役場で管理されてきたものと考えられる。このため目録編成の第1次項目としては、百田村戸長(事務取扱所)・村事務所・村役所文書(8・1。12点)、百田村外一箇村戸長役場文書(8・2。7点)、百田村役場文書(8・3。1点)を設定した。

各期とも史料数は少ないがそれぞれ第2次項目を設定した。8・1百田村戸長(事務取扱所)・村事務所・村役所文書では租税、土地を、8・2百田村外一箇村戸長役場文書では土地、建物を、8・3百田村役場文書では土地を第2次項目とした。内容は、主として「一筆限反別地価取調簿」「地券名寄帳」などで、ほかには「地券台帳」「建物台帳」「畑林成収穫帳」である。

関連史料 本集に関連の戸長役場が設置された6.「山梨県中巨摩郡在家塚村西野村今諏訪村組合役場文書」がある。また、白根町役場には、百田村の村役人を勤めた竹内家、秋山家文書が保存されているが、本文書群と同時代の役場文

図12 百田村役場管内要図



書は保存されていない。

参考文献

- ・白根町誌編纂委員会編『白根町誌』(本編)・資料編、白根町役場、1968年。

8・1. 百田村戸長(事務取扱所)・村事務所・村役所文書

8・1・1. 租税

- 1 畑林成収獲帳 明治八乙亥年第九月 百田村百々。

作成:[百田村]. 明治[8・9].(1875).

1冊. 25cm.

その他の標題表示:地第拾九号,登記済.

史料請求番号41L-1,9

8・1・2. 土地

†一筆限反別地価取調帳(上八田)

- 2 一筆限反別地価取調帳 壹番 字堂西・字小原中通・字ニツ塚 山梨県第十三区百田村之内上八田組。

作成:[百田村事務所]. 明治[].

1冊. 27・5cm. 地主押印.

その他の標題表示:地第壹号,登記済.

地番:1-186番. 史料請求番号41L-1,1

- 3 一筆限反別地価取調帳 第貳号 從第百八十七番至第三百七十一番 字小六科・鼠天神・浪木 百田村役所。

作成:百田村役所. 明治[].

1冊. 24cm. 地主押印.

その他の標題表示:地第四号,登記済.

地小口表示:古一筆限 二号 上八田.

史料請求番号41L-1,2-1

- 4 一筆限反別地価取調帳 第参号 從三百七十二番至第六百四十二番 字産神・大門東・大門西 百田村役所。

作成:百田村役所. 明治[].

1冊. 24cm. 地主押印.

その他の標題表示:地第四号,登記済.

地小口表示:古一筆限 三号 上八田.

史料請求番号41L-1,2-2

- 5 一筆限反別地価取調帳 第四号 從六百四十三番至八百九十番 字宿西・中畑・中沢・中沢前 百田村役所。

作成:百田村役所. 明治[].

1冊. 24cm. 地主押印.

その他の標題表示:地第四号,登記済.

地小口表示:古一筆限 四号 上八田.

史料請求番号41L-1,2-4

- 6 一筆限反別地価取調帳 第五号 從八百九十壹番至千百三十九番 字中島・西新居・房々 百田村役所。

作成:百田村役所. 明治[].

1冊. 24cm. 地主押印.

その他の標題表示:地第四号,登記済.

地小口表示:古一筆限 五号 上八田.

史料請求番号41L-1,2-5

- 7 一筆限反別地価取調帳 第七号 從千三百七十三番至千六百廿四番尾 字懷地藏・半月・堂前合廿二字 百田村役所。

作成:百田村役所. 明治[].

1冊. 24cm. 地主押印.

その他の標題表示:地第四号,登記済.

地小口表示:古一筆限 七号 上八田.

史料請求番号41L-1,2-6

†地券一筆限取調帳(百々)

- 8 地券一筆限取調帳 第四号 字宮内 百田村役所。

作成:百田村役所. 明治[].

1冊. 23・5cm. 地主押印.

その他の標題表示:地第五号,登記済.

地小口表示:古一筆限帳 百々.

地番:1144-1449番. 史料請求番号41L-1,2-3

†地券名寄帳

- 9 地券名寄帳 西第壹号 宮内。

作成:百田村役所(推定). 明治[]. 書込み
下限:明治19.

1冊. 31・5cm. 四ツ目綴. 罫紙使用.

その他の標題表示:地第七号,登記済. 再調済.

目次:清水源左衛門-中沢忠兵衛.

史料請求番号41L-1,4-1

- 10 地券名寄帳 西第弐号 北新居寺。
作成:百田村役所(推定)。明治[]。書込み
下限:明治19。

1冊。31cm。四ツ目綴。罫紙使用。

その他の標題表示:地第七,登記済。事故謄写済。

目次:秋山丈左エ門-清水萬吉。

史料請求番号41L-1,4-2

- 11 地券名寄帳 西第参号 北新居寺
作成:百田村役所(推定)。明治[]。書込み
下限:明治19。

1冊。31・5cm。四ツ目綴。罫紙使用。

その他の標題表示:地第七号,登記済。再調済。事故謄写済。

目次:秋山元三郎-秋山与四郎。

史料請求番号41L-1,4-3

- 12 地券台帳 第七号之内第弐号 山梨県第十三
区[巨]摩郡百田村之内上八田村。

作成:[百田村事務所]。明治[]。書込み下
限:明治21。

1冊。26・5cm。四ツ目綴。地券台帳用紙使用。
表紙一部破損。

その他の標題表示:第十一号,登記済。

地番:1-186番。

史料請求番号41L-1,6

8・2. 百田村外一箇村戸長役場文書

8・2・1. 土地

† 地券名寄帳

- 13 地券名寄帳 第弐号 宮内・北新居。 百田
邑西。

作成:百田村外一箇村戸長役場(推定)。明
治19推定。(1886)。書込み下限:明治31。

1冊。26・5cm。四ツ目綴。地券名寄帳用紙な
ど使用。

地小口表示:百田村百々。表紙裏付箋:廿年一月廿
日公証目録江口済。目次:巻 中島利左エ門-
五十六 矢崎与兵衛。 史料請求番号41L-1,3-1

- 14 地券名寄帳 [第]弐号 百田村上八田。

作成:百田村外一箇村戸長役場(推定)。明
治19推定。(1886)。書込み下限:明治31。

1冊。27cm。四ツ目綴。表紙・目次など前欠。
地券名寄帳用紙など使用。

内容:手塚良兵衛分以下。

史料請求番号41L-1,3-2

- 15 地券名寄帳 第四号 百田村上八田。

作成:百田村外一箇村戸長役場(推定)。明
治19推定。(1886)。書込み下限:明治31。

1冊。27cm。四ツ目綴。表紙・目次など前欠。
地券名寄帳用紙など使用。

内容:小田切彦市郎分以下。

史料請求番号41L-1,3-3

- 16 地券名寄帳 第五号 新町・他村 百田邑
西。

作成:百田村外一箇村戸長役場(推定)。明
治19推定。(1886)。書込み下限:明治30。

1冊。26・5cm。四ツ目綴。地券名寄帳用紙な
ど使用。

地小口表示:五号尾。百田村百々。

目次:巻 中沢菊四郎-[八十一] 川手民右衛門。

史料請求番号41L-1,3-4

- 17 地券名寄帳 第三号 百田村東。

作成:百田村外一箇村戸長役場(推定)。明
治19推定。(1886)。書込み下限:明治19。

1冊。26・5cm。四ツ目綴。地券名寄帳用紙な
ど使用。

その他の標題表示:地六号[登記済]。

地小口表示:古名寄帳 三 上八田。

目次付き。

史料請求番号41L-1,5-1

- 18 地券名寄帳 第九号 百田村東。

作成:百田村外一箇村戸長役場(推定)。明
治19推定。(1886)。書込み下限:明治19。

1冊。26・5cm。四ツ目綴。地券名寄帳用紙な

ど使用.

その他の標題表示:地第六号,登記済.

地小口表示:古名寄帳 九 上八田.

目次付き.

史料請求番号41L-1,5-2

作成:[百田村外一箇村戸長役場]. 明治[].

書込み下限:明治25.

1冊. 27cm.元の表紙破損.建物台帳用紙使用.

その他の標題表示:地第式十四号,登記済.

史料請求番号41L-1,8

8・2・2. 建物

19 建物台帳 中巨摩郡百田村東.

8・3. 百田村役場文書

8・3・1. 土地

20 [荒地免租年期一筆限取調帳]

[百田村役場]. 明治29—33.(1896—1900).

1冊. 27・5cm.表紙など前欠.

内容:1.[明治廿九年改荒地免租年期一筆限帳].
差出:地主総代秋山元三郎[ほか3名.押印].明治29・10. 1冊.27・5cm.地主押印.標題は2.により推定.

2.明治廿九年荒地免租年期一筆限取調帳 中巨摩郡百田村.差出:地主総代秋山元三郎[ほか3名.押印].明治29・10. 1冊.27・5cm.地主押印.

3.明治廿九年荒地起返留.差出:秋山季七郎[ほか7名.押印].宛名:松本税務管理局長司税官飯塚忠成.明治33・7. 1冊.27・5cm.地主押印.

史料請求番号41L-1,7